

## 令和 7 年度浜松市小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要領

### 第 1 研修の目的

この研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）に基づき、浜松市が実施主体となり社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に委託して実施するもので、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者が、居宅サービス計画や小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識を習得することをねらいとする。

### 第 2 研修の対象者

次のいずれかに該当する者のうち、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（いずれも指定申請を行う予定の事業所を含む。）の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定され、介護支援専門員の資格を有する者とする。

なお、所属する事業所の所在地が浜松市内であるものに限る。

- (1) 平成 13 年度以降に実施された痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了者
- (2) 平成 17 年度以降に実施された認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者
- (3) 平成 14 年度以降に日本認知症グループホーム協会が実施した痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者
- (4) 平成 20 年度以降に全国老人福祉施設協議会が実施した認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者
- (5) 平成 21 年度から平成 28 年度までに静岡県介護福祉士会が実施したファーストステップ研修の修了者
- (6) (1) から(5)の研修と同等とみなされる研修の修了者

### 第 3 受講定員

35 人程度

### 第 4 実施日程・研修会場

| 日 程                        | 研修会場                    |
|----------------------------|-------------------------|
| 令和 8 年 2 月 12 日(木)、13 日(金) | 浜松市福祉交流センター 2 階<br>大会議室 |

※研修日程の一部のみの受講は認めない。全課程を修了した者をもって修了者とする。

## 第5 研修カリキュラム

### 【 1 日目 】

| 時 間         | 内 容                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 9:50～10:00  | <b>開講式</b><br>オリエンテーション                                                               |
| 10:00～12:00 | <b>総論・小規模多機能ケアの視点</b><br>小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解します。                    |
| 13:00～16:00 | <b>チームケア（記録、カンファレンス・アセスメント・プラン）</b><br>小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解します。 |
|             | <b>地域生活支援</b><br>本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方、また、地域・他機関との連携について理解します。                 |

### 【 2 日目 】

| 時 間        | 内 容                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9:30～16:00 | <b>ケアマネジメント論</b><br>小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人ひとりの在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解します。 |
|            | <b>居宅介護支援計画作成の実際</b><br>小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画の作成について理解します。                               |

|        |     |
|--------|-----|
| 16:00～ | 閉講式 |
|--------|-----|

#### 第6 研修に要する費用

教材等に係る実費相当分の費用 **6,000 円**を、研修の1週間前までに受講決定通知書に同封する振込票により事前振込する。

なお、交通費等については自己負担とする。

※本研修は、福祉人材センターが行う社会福祉法第94条第4項に規定する業務であり、第2種社会福祉事業である「福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業」に該当するため、非課税となります。

#### 第7 受講の申込み

募集要項のとおり。

#### 第8 受講者の決定

受講申込者が定員を超える場合は、公正な選考を行い、受講者を決定する。

なお、申込者全員に選考結果を通知する。

#### 第9 修了証書の交付

本研修の全課程を受講した者に修了証書を交付する。